

『水天宮周辺地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

地区の考え方

指定 H18.2.15 改正 H21.4.1		
地区面積 (約7.7ha)		
地区の概況	<p>市の中心部にある緑多いこの地区は、古くから小樽のシンボルとなっている丘陵地で、頂上に水天宮を擁し、その周りを住宅が取り囲んでいる地区です。</p> <p>本通第2線（堺町本通り）に近いこの界わいにはかつての屋敷町の名残があり、水天宮境内から海側へ下る急な階段と坂道はこの道沿いにドイツ人一家が住んでいたことから「外人坂」と呼ばれ、石垣や石段などが歴史的情緒を醸し出しています。</p> <p>また、水天宮境内は重要眺望地点に指定されており、ここからは海側に見える小樽港や街並みの眺望を楽しむことができます。</p>	
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の中心部にある眺望景観に優れた地区であることから、水天宮境内から港を見る眺望及び港や市街地から境内を見上げる景観の保全に努めます。 ● 水天宮を中心とする緑の保全に努めるとともに、外人坂周辺の石垣や石段の保全に努めます。 	

行為の制限

建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水天宮眺望地点から見て、堺町岸壁及び港内水面を極力遮らない高さとする。 ・ 水天宮からの眺望や周辺の緑、住宅を意識して低層建築物とするよう努める。 			
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 			
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・ 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・ 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。 			
	色彩	<table border="1"> <tr> <td>屋根</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。 </td> </tr> <tr> <td>外壁・腰</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 </td> </tr> </table>	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。 	外壁・腰
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。 				
外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 				
工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・ 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・ 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。 ・ この地区を特徴づけている石垣や石段などの保全に努める。 			
	さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・ 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 			
	铁塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話などの铁塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 			

色 彩 基 準 等

1. 色彩基準

①基調色(ベースカラー)

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。
ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相	明度	彩度
5R～YR～2.5Y (2.5Yを含む)	3以上8以下とする。	0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)～10Y(10Yを含む)		0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)～10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

②強調色(アクセントカラー)

基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

2. 使用できる色彩

(1)代表的な色相

5R (赤) 系の色相

5YR (黄赤) 系の色相

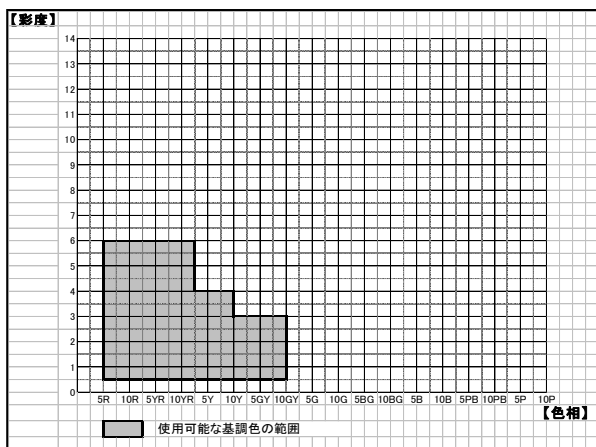
5Y (黄) 系の色相

5GY (緑黄) 系の色相

◆色彩基準の数値について
 色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系による。表示は、色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（あざやかさ）の3つの属性によって色彩を表している。
 例：5YR 3.5 / 4

注) 上記の色は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

(2)彩度の範囲



(3)明度の範囲

